

舞鶴市文化振興基本計画

舞鶴市

平成29年6月

目次

第1章	はじめに	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画期間	3
4	計画の対象とする文化の領域	3
第2章	文化の振興とあり方	4
1	舞鶴市の文化・現状と課題	4
2	文化のあり方と文化振興の主体	6
第3章	舞鶴市の文化振興の理念	11
1	文化振興条例の目的と基本理念	11
2	文化振興の理念	12
3	文化振興の柱	13
第4章	文化振興の基本方向と施策	16
1	文化振興の基本方向と施策	16
	(1) 文化に参加する	17
	(2) 文化を創造する	20
	(3) 文化でつながる	23
	(4) まちづくりに文化を活かす	25
	(5) 舞鶴らしい文化を発信する	28
	(6) 文化の育つしくみをつくる	30
2	文化振興にあたって重点的に取り組む項目	34
第5章	計画の進行管理	36
1	計画の推進	36
2	計画の進行管理	36
資料編		37
1	舞鶴市文化振興条例	38
2	舞鶴市文化振興審議会委員名簿	42
3	舞鶴市文化振興基本計画策定経過	43

第1章 はじめに

1 計画策定の趣旨

今日の社会においては、経済的な豊かさが、必ずしも心の豊かさをもたらすものではなく、心豊かな質の高い生活を送るためには、文化の力が必要です。

文化は、人々の暮らしに潤いや喜びをもたらし、時には生きる力を与えてくれるとともに、豊かな感性を育み、新たな創造を育むものです。

また、この土地で生まれ、育まれ、受け継がれてきた文化は、ふるさとへの誇りや郷土愛を醸成し、これら文化を活かしたまちづくりを進めることにより、個性豊かな魅力あるまち、賑わいのある元気なまちを創造することができます。

このように、今後のまちづくりにおいて、文化は大きな役割を果たすものであり、行政のみならず、企業や民間団体、そして、市民一人ひとりが文化を支える担い手となって、文化の振興を図っていくことが大切です。

このため、平成25年3月に本市の文化振興の方向性を示す文化振興基本指針を策定したところです。

この文化振興基本指針に基づき、平成28年4月から文化振興条例を施行し、条例の規定により、文化振興基本計画を策定するものです。

なお、文化振興基本計画の内容は、文化振興基本指針の計画期間10年のうち、4年間しか経過していないことから、文化振興基本指針を時点修正等一部修正した上で、文化振興基本計画とするものとします。

2 計画の位置づけ

平成 23 年 8 月施行の「新たな舞鶴市総合計画」では、都市像として『東アジアに躍動する国際港湾・交流都市 舞鶴』を掲げており、まちづくりの基本目標を『“子どもからお年寄りまで安心して暮らせるまち・舞鶴”の実現』と定めています。

そして、基本方向の「まちの安定的成長戦略」の第 2 節「魅力あるまちへのイノベーション」では、「歴史・文化都市創造への取り組み」として、豊富な歴史資源を活用したまちの個性の形成に取り組むとともに、「文化は、人々にゆとりや安らぎ、生きる励ましをもたらす、文化の活動が活発でそれに関わる人が多いことは、まち全体にとっても大きな財産です。このため、市民による文化活動の自主性を尊重しながら、それらの活動が活発に行えるよう支援します。」としています。

また、「観光都市としての魅力づくりと発信」の項には、観光ブランド戦略や集客の推進、おもてなしの心の醸成等が盛り込まれています。

これらのことに基づいて、平成 25 年 3 月に本市の文化振興に向けた道筋を定める「舞鶴市文化振興基本指針」を策定したものであり、一部修正し舞鶴市文化振興条例第 7 条の規定に基づく文化振興基本計画としているものです。

なお、市民・地域一丸となって目指す目標『「交流人口 300 万人・経済人口 10 万人」都市・舞鶴』の実現に向けて、『舞鶴市まち・ひと・しごと創生総合戦略』を平成 27 年 5 月に策定し、計画（指針）の推進により歴史・文化都市創造への取り組みを進めることとしています。

国では、文化芸術が心豊かな活力ある社会の形成に重要な意義を持つことを認め、その役割を十分に果たすことができるよう、文化芸術の振興に関して方向性を示し総合的に施策を推進するために「文化芸術振興基本法」（平成 13 年 12 月公布）を定め、同法に基づく基本方針は、現在、第 4 次基本方針まで示されています。

また、「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」（平成 24 年 6 月公布）が施行され、劇場や音楽ホール等の位置づけが明確にされるとともに、国及び自治体は劇場や音楽ホール等を取り巻く環境の整備等を進めることが規定されました。

<p>「新たな舞鶴市総合計画」（平成23年8月施行）</p> <p>都市像《東アジアに躍動する国際港湾・交流都市 舞鶴》</p> <p>実行計画 第1章 まちの安定的成長戦略</p> <p>第2節 魅力あるまちへのイノベーション</p> <p>3 歴史・文化都市創造への取組</p> <p>(1) 歴史資源の活用によるまちづくり</p> <p>(2) 美しく舞鶴らしい景観づくり</p> <p>(3) 文化資源の活用によるまちづくりと市民文化の振興</p> <p>①文化振興基本指針の策定と施策の推進</p> <p>②文化を担う多様な主体との連携</p> <p>4 観光都市としての魅力づくりと発信</p> <p>(1) まいづる観光ブランド戦略の推進</p> <p>(2) 交通アクセス強化</p> <p>(3) おもてなしの心による満足度の高い観光の実現</p>

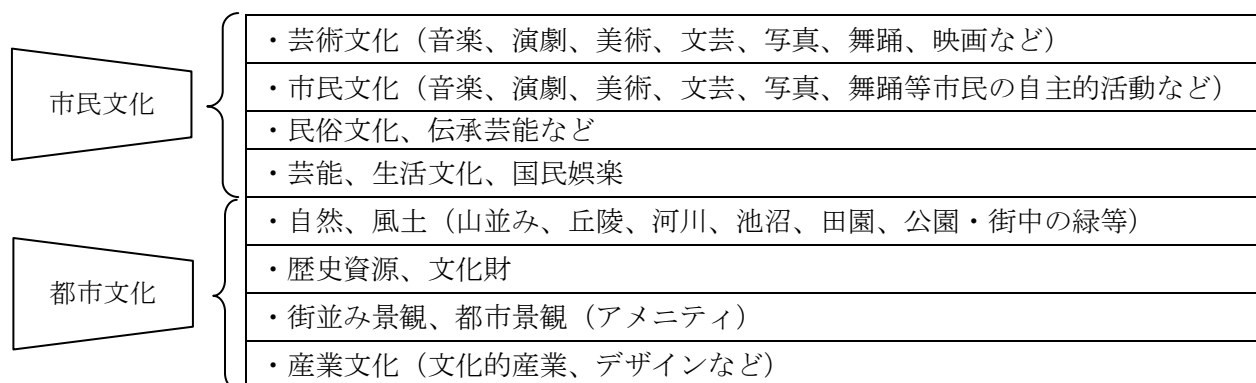
3 計画期間

計画期間は、平成25年度（2013年度）から平成34年度（2022年度）までの10年間としている文化振興基本指針の計画期間を引継ぎ、平成34年度（2022年度）までとします。

4 計画の対象とする文化の領域

《文化のジャンル》

この計画においては、文化振興の対象を大きく市民文化と都市文化に分け、文化芸術振興基本法において示されている活動分野を参考にして、舞鶴市の実情を反映した領域を設定します。



第2章 文化の振興とあり方

1 舞鶴市の文化・現状と課題

(1) 現状

舞鶴市は、古来日本海航路の拠点であったこともあり、文化的な資源（特に歴史的資源）が豊かなまちです。港町の歴史が育む独特の開放的かつもてなしのこころを育んできました。景観面では、海・山・川など豊かな自然に恵まれており、東地区では、赤煉瓦建造物に見られる美しい近代化遺産が保全され、西地区は城下町として発展し、その風情を感じることができるまち並みが残り舞鶴らしい風景をつくっています。また、市民による文化活動も活発で、文化協会に加入する多様な文化団体の他にも新しく文化をプロデュースする動きも見られるようになってきています。

さらに、平成23年度には、長年にわたり市民と行政が協力しながら、地域資源や文化・芸術を活かした個性あるまちづくりを進める活動が認められ、文化庁長官表彰（文化芸術創造都市部門）を受賞したことから、文化振興の機運がさらに高まっています。

また、平成27年10月には舞鶴引揚記念館の収蔵資料が、世界的にも重要性を持ち広く世界の人々が共有すべき資料として「ユネスコ世界記憶遺産」に登録されるとともに、平成28年4月には旧海軍の拠点である鎮守府が置かれた歴史を持つ旧軍港四市が、「鎮守府 横須賀・呉・佐世保・舞鶴 ～日本近代化の躍動を体感できるまち～」として文化庁の「日本遺産」に認定されるなど、本市の歴史文化資源を活かしたまちづくりを進めています。

□歴史資源

- ・古くから海を介して広い範囲で交流があった。
- ・西地区は、田辺城の城下町や北前船の港として、東地区は、旧海軍の軍港都として発展してきた。
- ・文化財が多く（含国宝、重文）、社寺・集落に由来する豊かな祭礼、民俗芸能・行事がある。

□文化活動（鑑賞と創造）

- ・舞鶴市文化協会が、毎年、総合文化祭を開催している。また、文化体験などにより文化の裾野の拡大に努めている。
- ・舞鶴市文化事業団が公益財団法人になり、文化の発信・創造の面で役割を大きくしている。
- ・文化事業団においては公共ホール（総合文化会館・*市民会館）を活用した質の高い演劇・音楽、古典芸能などを開催、市民に提供するとともに、*アウトリーチ活動や人材育成にも努めている。

- ・平成27年度より文化の仕掛け人を配置し、地域資源を活用した地域ならではの文化・芸術に関するプログラムを企画、実施している。
- ・近年、現代アートなど新しい文化活動が、市民団体によって行われている。
- ・赤れんがパークを舞台として、ジャズ、アート&クラフトフェアを開催。
- ・吹奏楽、和太鼓、合唱など音楽活動が、市民団体によって活発に行われている。

□文化環境（施設等）

- ・総合文化会館、*市民会館をはじめ、公民館、図書館などの各施設は、広く市民文化活動や芸術鑑賞に活用されている。
- ・赤れんが倉庫群など都市の歴史が生みだしてきた資産を活かして、文化創造の場を形成している。

(2) 課題

自らのまちに誇りと愛着を持つことができるよう自然環境や歴史・伝統など舞鶴の豊かな地域資源を再認識し、学び、より積極的に暮らしや文化活動の中で活用する方策がさらに必要です。

市民の文化活動においては、文化体験やアウトリーチ活動により裾野を広げていく努力がなされています。今まで以上に市民が文化に関わる場面を増やし、さまざまな形で参画できるようにすることが必要です。また、それぞれの文化団体が単独で活動すると同時に、異分野の団体ともつながりをつくって相互に研鑽し合うことにより、新たな文化の創造も期待されます。

まちづくりに文化の視点を活かすことは、まちの魅力を育むうえでとても大切であるため、市民と行政が役割を確認し、また協働により進めることが必要です。今後も市民と行政が協力しながら、地域資源や文化・芸術を活かした個性あるまちづくりを進める文化芸術創造活動が期待されます。

また、京都府では、2020年の東京オリンピック、パラリンピックに向けてオール京都の力を結集して「京都文化フェア」（仮称）を開催するなど、文化の力による地域活性化に取り組んでいくこととしており、舞鶴市においても京都府下の文化発信の拠点として、取り組みを進めていくことが必要です。

*市民会館は、平成28年2月末で閉館。

*アウトリーチ活動：劇場や博物館、美術館等に出かけられない人のために、地域や学校などにアーティストが出かけ、現地で文化芸術を演じたりすること。文化芸術の出前。

2 文化のあり方と文化振興の主体

(1) 文化芸術の特徴と理念

①権利としての文化（文化権）（文化振興条例第3条2項）

世界人権宣言(1948)においては、「すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵にあずかる権利を有する。」(第27条, 1)とあり、国際人権規約(1976 発効)には、「文化的生活に参加する権利」(第15条 a)が定められています。一方、日本国憲法では、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」(第25条)とあり、さらに文化芸術振興基本法(2001)では、「文化芸術の振興にあたっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、国民がその居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。」(第2条3)とあります。

権利としての文化（文化権）には、人間の精神的活動の自由（思想および表現の自由、学習の自由、学問の自由、信教の自由など）を保障する自由権的側面と、文化的な生活（生存）を社会として支えていくという側面とがあり、これら両者が合わさって文化権を構成しています。

これらの文化権を実現していくためには、人々の学習（練習）する権利、創造し表現する権利、交流しコミュニケーションする権利、文化の成果を保存し継承していく権利が確立されなければならない、これらを育む環境を社会が整える必要があることを意味し、社会として文化芸術を支援する根拠となります。

文化権は、知る権利、適切な教育を受ける権利、美しいまちをつくる権利、まちづくりに参加する権利など市民の基本的権利とも深く関わっています。

②先駆性、前衛性、変革性

文化、特に芸術は、その本質として、先駆性（新しい感性や考え方に形を与える）、前衛性（意識や感性が既成の枠を超えていく）、変革性（これまでの社会や自分を変えるきっかけとなる）を持っています。こうした特質は、社会に新しい風を吹き込み、イノベーションをもたらす原動力になります。

③美における多様性

文化芸術活動においてはさまざまな表現がなされますが、そこには常に「美」を感じさせるものがあります。言い換えれば、人間の崇高さ、美しさを表現するという最終目標があって、その過程で多様・多彩な表現が追求されます。この「美」が、人々の共感を呼び覚ますのです。

④文化芸術の普遍性

文化芸術は人間の本質に基づいているため、誰にでも理解できるという普遍性を志向

します。しかし、どのような表現もいきなり普遍性を持つのではなく、地域あるいは一人ひとりの個人の生き方に根ざしたものが最も幅広い普遍性を持ちます。地に足の着いた創造（表現）が本物の文化となります。

⑤アームスレングスの原則

アームスレングスの原則とは、文化や芸術に関して、政府は「支援はするが口出しはしない」という原則で、今では国際的に確立されています。これは、政府と芸術文化団体・芸術家の間に一定の距離（アームスレングス）を保ち、文化芸術活動への政治的な恣意性を排除しようという考えです。この原則を適用すれば、文化芸術は政府によって（予算や補助金等）表現内容を規制されることなく、自由な発想を以て創造を行うことができるため、多彩かつ質の高い成果を得られます。創造活動の内容については、長いスパンで市民に評価されるべきです。

本市にこの原則をあてはめると、本市で展開される文化芸術活動は、人々に感動と生きがいを与え、まちの活性化と都市の魅力を増大させるため公共性があると考えられ、行政による支援の対象となります。しかし、行政は、文化芸術活動の表現内容には口を出すべきではありません。

⑥文化協働

現在、行政を含む多様な主体が協力・連携しながら適切な役割分担のもと社会を運営し、あるいは社会的課題に取り組むという「新しい公共」の考え方が広がっています。これは、共通の目標に向かって、多様な主体が対等の関係でそれぞれが持っている力を発揮することによって、より大きな成果を生み出すための仕組みである「協働」と深く関わっています。文化振興（文化のまちづくり）においても、市民団体や創造団体と行政、企業等が新たな協働関係をつくることによって、それぞれの持つ資源を有効に活用し、よりよい成果をあげることができると考えられます。

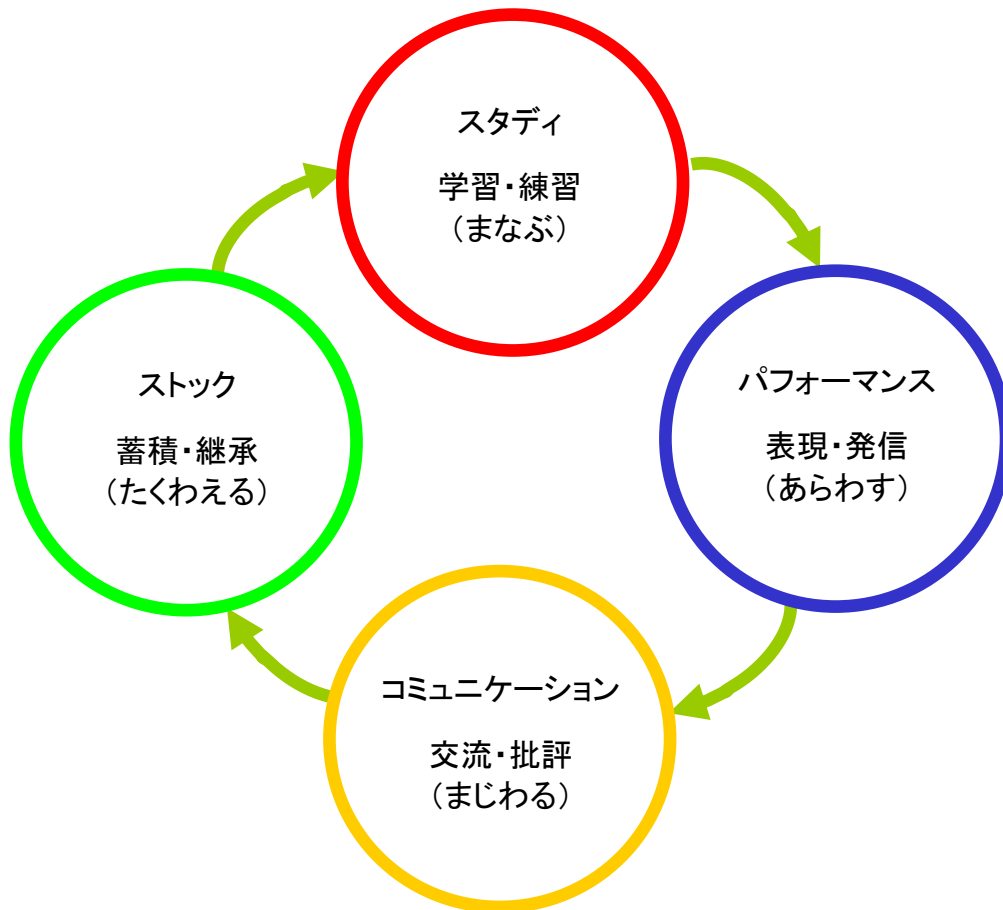
⑦文化のサイクル

文化活動には、次のような4つのステージ（段階）があり、次々にステージを変え、サイクルを描きながら継続的に向上していくと言われますが、それぞれのステージにあった振興策があります。例えば、学習・練習段階にあるグループに対しては、練習の場を提供することによりステップアップを後押しし、その成果を表現・発表するステージに繋いでいけます。また、表現・発表段階にあるグループに対しては、相互に交流し合い、評価（批評）し合う場やメディアを提供することによって表現・発表をふりかえり、更なるステップアップを誘発する施策が考えられます。このように「計画」では、常に次のステージへ飛躍するための仕組み作りを目指します。

■文化のサイクル

学習・練習	まなぶ	スタディ	学ぶ・育つ・変わる（技が高まる）
表現・発信	あらわす	パフォーマンス	語りかける・伝える（人が繋がる）
交流・批評	まじわる	コミュニケーション	語りあう・出会う（支えあう）
蓄積・継承	たくわえる	ストック	伝統をつくる、継承する

「文化のサイクル」のイメージ



(2) 文化の主体

市民文化の主体はもちろん市民（市民文化団体）ですが、文化としての都市づくりには行政の役割が大きく、市民との協働が欠かせません。市民とは、一人ひとりの市民はもちろん、文化活動団体、創造団体（芸術家）、文化を支える個人及び団体、文化に参加し支える学校、企業・事業者も含まれます。文化振興にあたっての市民は、舞鶴市の住民だけでなく、舞鶴を訪れる人、買い物に来る人、観光客、通勤者、通学者、舞鶴に来演する人、舞鶴出身者、過去に住んだことのある人、舞鶴ファンなども含めて考えるべきです。

また、文化の主体として、市民文化領域はもとより都市文化領域においても大きな役割を果たすのが文化プロデューサーです。それぞれの文化活動をネットワークし、組み合わせ、発表の場やコラボレーションの機会を提供し、文化的イベントを企画・実行し、活動者と市民、行政をつなぎ、予想を上回る成果を生み出すことが期待されます。

文化の主体の特徴を市民文化領域と都市文化領域にわけて整理すると次のようになります。

■文化の主体の特徴

主 体	市民文化領域	都市文化領域
市民（市民、文化団体）	<ul style="list-style-type: none"> 文化芸術活動の担い手 文化芸術活動の鑑賞 “評判”による評価 伝統芸能、祭礼等の保存・継承 地域を知り、誇りを持つ 	<ul style="list-style-type: none"> 美しい景観づくりへの参加 自宅等の景観に配慮 まちの魅力を発信 文化産業との協働 にぎわいの創生
企業・事業者	<ul style="list-style-type: none"> 企業として市民文化活動に参画 文化芸術活動支援（*企業メセナ） 地域の伝統芸能、祭礼等に参加 	<ul style="list-style-type: none"> 文化の産業化（デザイン、コンテンツ、プロモーション、出版、メディア、旅行・観光事業等） 商品、サービスに文化的な要素を付加 事業所等の景観に配慮
行政	<ul style="list-style-type: none"> 条例に基づいた文化振興の取り組み 文化芸術活動の基盤づくり 公共文化施設の整備 文化芸術教育の推進（子ども等への） 生涯学習、ふるさと学習の充実 文化財（有形・無形）の保全と継承 	<ul style="list-style-type: none"> 条例に基づいた文化のまちづくり 美しい都市とするための仕組み、制度づくり 文化関連産業の誘致と育成 文化財（有形・無形）の保全と継承 自然環境の保全 行政の組織や業務を文化の視点から見直す
文化事業団	<ul style="list-style-type: none"> 文化芸術活動の奨励・育成 文化芸術作品の公演・展示 文化団体等のネットワーク 文化施設の管理運営主体 	<ul style="list-style-type: none"> まちの魅力を発信 文化産業との協働 地域資源を活用したまちづくり

*企業メセナ：企業が資金等を提供して文化芸術活動を支援すること。

(3) 文化振興にあたっての留意点

文化振興にあたっての留意点を、市民と行政それぞれについて示します。

市民	<ul style="list-style-type: none">●市民文化の主体は市民である。(文化振興条例第3条)●文化活動は、自発的、自主的、自律的に行うべきで、表現・活動の自由を尊ぶ。●文化活動は、他者に語り、訴えかける開かれたコミュニケーションであるので、文化は人同士を結びつける。●文化活動は、常に高いところを目指すため、適切な競い合いが必要である。●活動を更に高めるためには、批評・評判が必要である。●優れたものに接する機会は、質の向上につながる。●文化には、伝統を守らなければならないものと、既成の殻を打ち破らなければならないものがあり、どちらも大切である。●文化は、人の生きがいともなる。●文化は、時代を批判し、先取りする「異端」であることもあり、これを受けとめる寛容性も重要である。●生涯にわたり学習する姿勢をもつことが大切である。●本来、文化活動は身銭を切ってやるべきことである。
行政	<ul style="list-style-type: none">●条例の推進及び基本計画に基づく文化の基盤を整える。●都市の文化(市民文化、都市文化)は、都市の魅力であり、活力の源泉であるので、公的なものと位置づける必要がある。●文化活動が自発的に生まれ、発展していく環境を整えるべきである。●文化芸術活動には、必要な(適切な)支援を行うが、活動内容には原則干渉しない(アームスレングスの原則)。(7頁参照)●文化政策を、総合的都市政策としてとらえる必要がある。●文化振興の要は人づくりであるので、焦らずじっくりと取り組む必要がある。●文化振興施策の進捗を市民の参加のもとに評価・検証し、必要に応じて見直していく。

第3章 舞鶴市の文化振興の理念

1 文化振興条例の目的と基本理念

舞鶴市文化振興条例においては、目的と基本理念を以下のように定めています。

(目的)

第1条 この条例は、文化の振興に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、文化の振興に関する市の基本的施策を定めることにより、文化の振興を総合的に推進し、もって市民一人一人の心豊かな生活及び魅力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第3条 文化の振興に当たっては、文化活動の主体である市民一人一人の自主性及び創造性が尊重されなければならない。

2 文化の振興に当たっては、文化を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、市民が等しく文化活動を行うことができるような環境の整備が図られなければならない。

3 文化の振興に当たっては、多様な文化の共生が図られるよう配慮されなければならない。

2 文化振興の理念

この計画は、舞鶴市の文化振興について、その理念と方向を示すもので、「文化を活かしたまちづくり」について市民、行政が共有するためのものです。

よって、市の豊かな自然環境や文化資源を、まちづくりに活かし、一人ひとりの市民が、文化芸術を通して人生を豊かにし、“住み続けたいまち”、“訪れたいまち”にしていくための方向を示しています。

「文化のまちづくり」を進めていく中で、「文化を視点とした舞鶴らしさ」が形成され、舞鶴の魅力として発信していくこともできます。

そして、「文化のまちづくり」を通して、市民みんなが舞鶴を知り、舞鶴に誇りや愛着を感じることができるよう、市民が主体となって生き生きと活躍できる環境づくりを進めるため、計画において舞鶴市の文化振興の理念を次のように定めます。

舞鶴市の文化振興の理念

すべての市民が文化を楽しみ、創造できるまち 舞鶴

まちを誇りに思い、愛着が感じられる文化都市 舞鶴

3 文化振興の柱

舞鶴市の文化振興の理念を受けて、文化振興の柱を次のように定めます。理念と柱は図1のように対応しています。

舞鶴市の文化振興の6つの柱

- (1) 文化に参加する（文化活動への参加、鑑賞、発表、支援など）
- (2) 文化を創造する（作品づくり、人づくり、まちづくり）
- (3) 文化でつながる（交流、連携、情報発信など）
- (4) まちづくりに文化を活かす（美しく活力に満ちた都市の創造）
- (5) 舞鶴らしい文化を発信する（地域資源を継承し育むなど）
- (6) 文化の育つしくみをつくる（条例に基づいた各主体の取り組みなど）

文化振興の理念を実現するために、6つの柱により計画を定め、舞鶴市の文化振興に取り組みます。

これら計画の体系を図2に示します。

図1 文化振興の理念と柱の関係

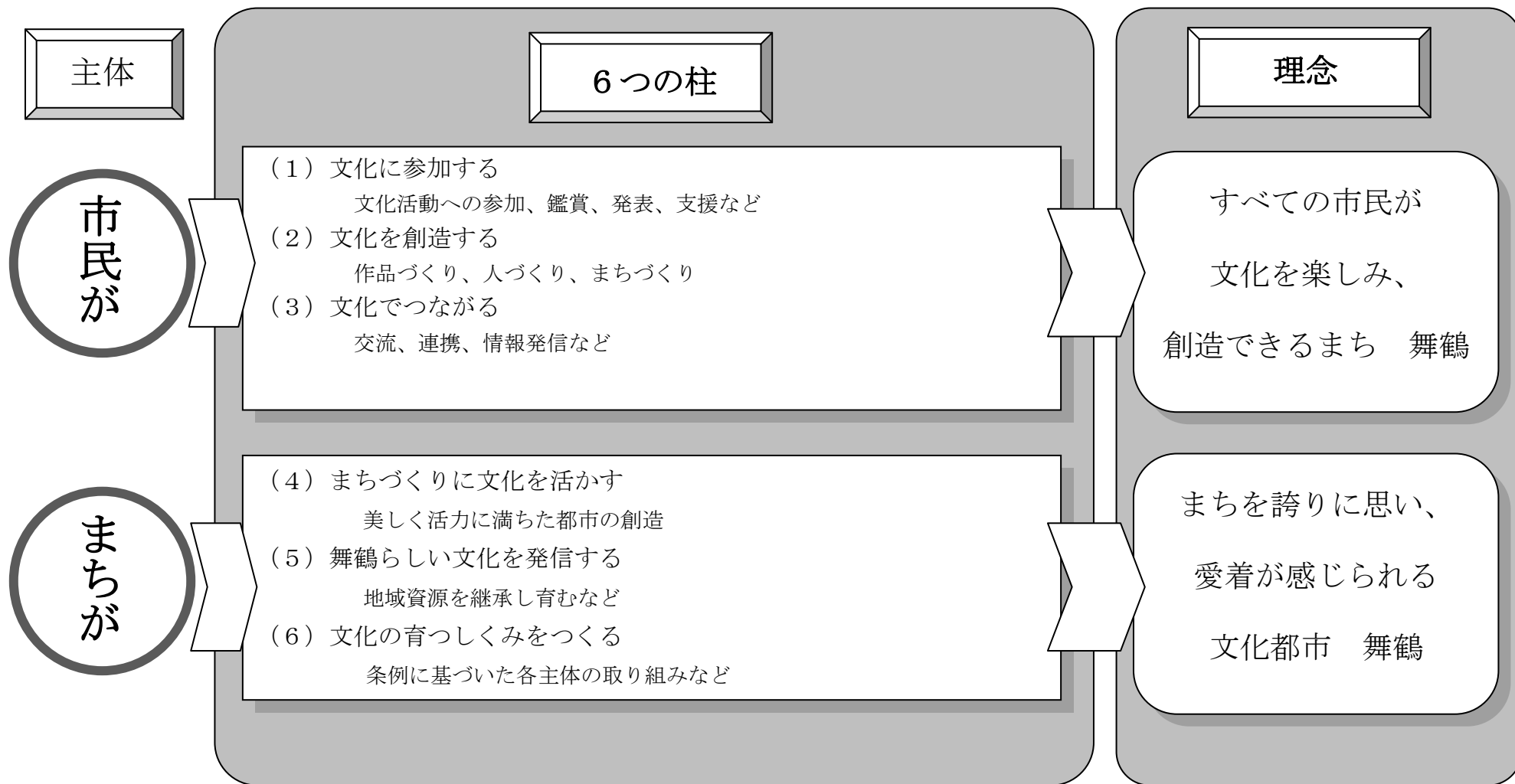


図2 舞鶴市文化振興基本計画の体系

理念

すべての市民が文化を楽しみ、創造できるまち 舞鶴

- (1) 文化に参加する
 - ①文化に出会う機会をつくる
 - ②子どもが文化に出会う機会をつくる
 - ③文化活動に参加する
 - ④文化をプロデュースする
 - ⑤文化施設を活用する
 - ⑥文化を支える、文化が支える
- (2) 文化を創造する
 - ①創造活動に参加する
 - ②文化芸術作品が生まれる
 - ③アーティストがまちに居る
 - ④文化芸術への感受性を高める
 - ⑤人をつくる
- (3) 文化でつながる
 - ①文化を語る
 - ②文化の情報発信を充実する
 - ③文化団体の連携強化

理念

まちを誇りに思い、愛着が感じられる文化都市 舞鶴

- (4) まちづくりに文化を活かす
 - ①まちづくりに歴史・文化を活かす
 - ②生活空間の質の向上
 - ③文化を基軸とした都市づくりの促進
 - ④文化で都市活力を向上させる
 - ⑤観光を豊かにする
 - ⑥自然環境の保全
- (5) 舞鶴らしい文化を発信する
 - ①舞鶴らしさを考える
 - ②舞鶴らしさの共有と発信
 - ③文化交流を図る
 - ④文化を継承していく
 - ⑤舞鶴らしい文化活動の促進
- (6) 文化の育つしくみをつくる
 - ①文化を育てるしくみづくり
 - ②公共文化施設の整備と活用
 - ③さまざまな連携
 - ④舞鶴市文化事業団の役割
 - ⑤舞鶴市文化振興条例に基づく文化の振興
 - ⑥文化の評価
 - ⑦行政の役割

第4章 文化振興の基本方向と施策

1 文化振興の基本方向と施策

舞鶴市の文化振興の理念と6つの柱に基づき、文化振興の施策の方向は以下のように整理されます。この「方向」は、平成23年度の「文化のまちづくりワークショップ」及び平成24年度の「舞鶴市文化振興基本指針策定懇話会」における検討から導き出したものです。

(担い手＝主体)

それぞれの施策の方向の主な担い手は次の4者を想定しましたが、これは担い手を限定するものではありません。多様な主体が参画・協働することが望まれます。

■文化振興施策の担い手（主体）

〔	民	市民：市民が中心に進めるもの（個人、文化団体、事業者を含む）
	協	協働：市民と行政が対等な立場で相互に補完及び協力して進めるもの
	団	舞鶴市文化事業団が中心に進めるもの
	市	舞鶴市：行政が中心に進めるもの（市民参加を原則とする）

〔	◎	主たる担い手（主導者）
	○	協力して分担する
	△	主導的ではないが参加する

担い手の類型は目安であって、固定するものではありません。担い手の基礎となるのは市民一人ひとりです。また、協働が基本となります。

(実施・実現時期)

それぞれの施策の実施・実現時期を次の分類としましたが、これはおおよその目安で、状況により変わる可能性があります。また、市民が早期に取り組めば、短期間で実現できるものもあります。

■文化振興施策の実施・実現時期

〔	短	短期：早期に実施すべきもの、おおむね2年以内に実施・実現すべきもの
	中	中期：おおむね3年～5年の間に実施・実現すべきもの
	長	長期：おおむね5年～10年の間に実施・実現すべきもの、継続的な取り組みが必要なもの

実施・実現時期の分類は目標であって、施策の内容により柔軟に考えることとします。

(1) 文化に参加する（文化活動への参加、鑑賞、発表、支援など）

文化は、生活にメリハリを付け、感性を養い、多様な考え方を見せてくれます。人は、文化に触れることによって、さまざまな生き方を知ると同時に、自分自身を他者の眼に映し出すことにもつながります。

また、生涯にわたって学び、表現し、コミュニケーションすることは、人がつながり、より高いステージに登ることを後押しします。

まずは、文化との出会いをつくること。文化振興はそこから始まります。文化と関わる場面を増やし、さまざまな形で市民が参加できるようにします。

また、市民として文化を支えていくことの大切さを広く唱えることも大切です。

①文化に出会う機会をつくる

文化との出会いは、人との出会い、人の表現との出会いです。文化は、世界の新しい見方やより深いとらえ方、他者とのコミュニケーションの方法を与えてくれます。誰もがこのような文化に接することを保障される社会を目指すことが大切です。

施策の方向	主体	民	協	団	市	時
・舞台芸術、展覧会など文化芸術の鑑賞の機会をつくろう。		◎	○	◎	○	短
・まちをアートな空間にしよう（街中でのアートイベント、まち並みを見直す）。		◎	○	○	○	中
・文化に出会う機会を広げよう（文化の出前講座、アウトリーチ活動、街角アートスポット、看板・ちらし、包装紙のデザイン）。		◎	◎	○	○	短
・市民の文化活動の発表を観に行こう。		◎	△	◎	○	短
・子ども、障がい者、高齢者などすべての人が文化に出会う機会をつくろう。		◎	◎	◎	◎	短
・建造物や道路など普段の街中で文化に接することができるようにしよう。		◎	○	○	○	中

②子どもが文化に出会う機会をつくる

幼い頃からの読書や本物の文化に触れることで、子どもは豊かな感受性を育むことができます。さまざまな機会を通して文化芸術に触れる機会をつくります。

施策の方向	主体	民	協	団	市	時
・子どもたちが文化に触れる機会をつくろう。		◎	◎	○	◎	短
・子どもに文化芸術を学ぶ機会を提供しよう。		◎	◎	○	◎	短
・親や地域が子どもと一緒に、文化に出会う機会をつくろう。		◎	◎	○	○	短

③文化活動に参加する

文化のサイクル（8頁参照）の各段階に参加することによって、文化活動は自分のものとなり、また文化活動が活性化します。「参加」を幅広くとらえ、それぞれのやり方で文化を楽しむことも大切です。

施策の方向	主体	民	協	団	市	時
・文化団体・サークルに加入し、文化芸術活動に参加しよう。		◎	△	△	△	短
・文化について学ぼう（ワークショップ、講座への参加など）。		◎	○	◎	△	短
・公演を観に行こう、聴きに行こう。		◎	△	◎	△	短
・発表の場をつくろう（ホール、博物館、公共施設、駅、商店街、喫茶店、広場、路上等あらゆるところを舞台に）。		◎	○	○	△	中
・出版しよう（新聞、本、雑誌、タウン紙、マップ等）。		◎	△	△	△	中

④文化をプロデュースする

文化イベントを企画・実行する、いろいろなジャンルの文化活動を組み合わせる、文化をまちづくりに活かす、異なる分野の活動にも文化の視点を持ち込む、市民や団体がつながる機会を仕掛ける。これらをプロデュースする役割を市民が中心となって担うことが重要です。

施策の方向	主体	民	協	団	市	時
・文化を自分たちでプロデュースしよう（企画から上演・展示まで）。		◎	○	◎	△	短
・文化をプロデュースする組織を応援しよう（文化の中間支援機能（組織）をつくる）。		◎	○	◎	○	短
・文化プロデューサー、キュレーター（学芸員）を育てよう。		◎	○	◎	○	中
・舞鶴市文化事業団のプロデュース機能、文化芸術のハブ機能を強化しよう。		△	△	◎	○	短

⑤文化施設を活用する

文化施設は、総合的な文化活動の場として、その能力を最大限活用できるよう、市民・行政ともに効果的な使い方を考えていく必要があります。図書館や博物館相当の施設を、生涯にわたる学習の場として活用することも大切です。

また、民間の施設の文化的利活用についても考えていく必要があります。

施策の方向	主体	民	協	団	市	時
・既存の公共文化施設を使いこなそう。		◎	◎	○	○	短
・文化施設の運営等に参加しよう。		◎	◎	◎	◎	短

・文化施設で学ぼう（演出、照明、音響、装置、企画等）。	○	○	◎	○	短
・文化施設をネットワークしよう（類似・異種の施設。市内・市外の施設）。	○	○	◎	◎	短
・文化施設に人を呼び込もう。	○	○	◎	◎	短
・文化施設で商いをしよう（ショップ、カフェ、レストランなど）。	◎	○	○	△	中
・誰もが使いやすい文化施設にしよう（ユニバーサルデザイン）。	△	○	○	◎	中
・文化施設へ行きやすくしよう（移動手段、駐車場等）。	○	△	△	◎	中

⑥文化を支える、文化が支える

文化は発表する者と受け取る者の間だけで成り立つものではありません。発表するまでの背景には、多くの労力が費やされているものです。また、文化芸術を鑑賞する人々を増やす努力も必要です。文化を支えるという形での文化への参加も大切なことです。

施策の方向	主体	民	協	団	市	時
・文化を教え、伝え、贈る。次の世代を育てよう。		◎	◎	◎	◎	短
・文化活動の黒子になろう（広報、会計、集客、上演・展示などの裏方）。		◎	△	○	△	短
・お金をつくろう（チケットを買う、作品を購入する、寄付をするなど）。		◎	△	○	△	短
・文化を楽しもう（観る、聴く、参加する、評判を語る、関心を持つ）。		◎	△	△	△	短
・企業・事業者を文化に引っ張り込もう（文化のスポンサーに）。		◎	○	◎	△	中
・企業・事業者も、文化の力で社会に貢献しよう（スポンサーシップ等）。		◎	△	△	△	中

(2) 文化を創造する（作品づくり、人づくり、まちづくり）

市民は、文化活動の中で、稽古や練習の末に新たなステージに辿り着くこともあれば、いろいろな人と交流することで新しく視界が開けることもあります。

こういう経験を積み重ねて市民文化は成熟します。これらは、市民が文化を創造する営みといえるでしょう。

文化を創造する場や環境を整えることは、市民の文化力を引き出すことにつながります。

豊かな文化芸術活動を育むためには、市民が創作活動に参加しやすい環境づくりを進めることが大切です。

①創造活動に参加する

創作、表現、批評、練習・稽古・学習、また文化芸術活動のプロデュース、そしてそれらを鑑賞し応援することも創造活動です。創造活動は、一部の人のものではなく、広く市民に対して開かれていなければなりません。創造活動に積極的に参加することが大切です。

施策の方向	主体	民	協	団	市	時
・文化団体・サークルに加入し、文化芸術活動に参加しよう。 【再掲】		◎	△	△	△	短
・練習し、稽古し、研鑽しよう。		◎	△	△	△	短
・練習の場を提供しよう（空き施設、既存施設の多角的活用など）。		○	◎	○	◎	中
・文化芸術を学ぶ機会を提供しよう（講座、ワークショップなど）。		◎	○	◎	○	短
・創造活動の敷居を低くしよう（アート体験、初心者講習会の開催など）。		◎	○	◎	△	短
・イベントを文化表現の場として活用しよう。		◎	◎	○	○	短
・市民の潜在的な文化芸術能力を引き出し、作品にしていこう。		◎	○	○	○	中
・子どもの文化力を育成しよう。		○	◎	○	◎	中

②文化芸術作品が生まれる

市民文化が成熟するためには、市内で新しい文化芸術作品が生まれるための条件や環境を整える必要があります。市民の創作活動を支援できるような取り組みも大切です。

施策の方向	主体	民	協	団	市	時
・優れた作品を顕彰しよう。		○	△	○	◎	中
・コンクールを開催しよう。		◎	○	◎	○	長
・舞鶴を素材とした作品（音楽、演劇、ダンス、楽曲、絵画、彫刻、文芸、学術研究等）づくりを応援しよう。		◎	○	◎	○	長
・文化事業団は、舞鶴市の文化振興の中核を担おう。		△	△	◎	○	短

③アーティストがまちに居る

創作活動を間近に見聴きすると、市民とアーティストとの距離が近くなります。市民とアーティストとの交流が深まることにより、そのアート自体の理解も深まり、また、アーティストを応援する感覚も芽生えます。このためには、アーティストが身近に居ることが必要です。

施策の方向	主体	民	協	団	市	時
・舞鶴にいるアーティストの作品を観よう、聴こう、つながろう、創造を応援しよう。		◎	△	○	△	短
・アーティストに舞鶴に住んでもらおう（アート・イン・レジデンス）。		○	◎	○	○	長
・アートを制作・発表しやすい雰囲気、条件をつくろう。		○	◎	○	○	中
・アーティストが活躍できるイベントを開催しよう。		◎	○	◎	○	中
・アーティストと市民、文化団体が制作を通して交流し合おう。		◎	○	◎	△	長

④文化芸術への感受性を高める

文化芸術を通して、多種多様な世界の存在を感じることができます。それは、自らにとって新しいもの、異質なものへの寛容の精神、他者への歓待の精神につながります。文化芸術により美への感受性を養うことができます。

施策の方向	主体	民	協	団	市	時
・作品への理解を進めよう。		◎	△	○	△	中
・多様な表現に出会い、感じ、理解しよう（新しい表現、歴史や土地に根ざした文化、異文化への理解など）。		◎	△	○	△	中
・文化芸術を通して、心の感受性を養おう。		◎	△	△	△	長
・新しいもの、異質なものへの寛容の精神、他者への歓待の精神を養おう。		◎	△	△	△	長

⑤人をつくる

文化芸術活動を地域に根付かせ、多彩な展開を図るためには、担い手（個人、団体）が生まれてくることが大切です。担い手を育てるためには指導者や専門家の養成なども必要です。また、子どもたちが文化芸術に親しみ、参加する機会をつくり、心豊かに成長できる環境づくりが必要です。

施策の方向	主体	民	協	団	市	時
・文化を見る目を養おう。		◎	△	○	△	長
・文化について学ぼう（ワークショップ、講座への参加など）。		◎	○	◎	△	短
【再掲】						
・文化団体は担い手を積極的に育てよう。		◎	△	△	△	中
・子どもたちに伝統芸能・民俗行事を伝承していこう。		◎	◎	○	○	中
・プロフェッショナルをめざす人材を応援しよう（奨学金、派遣・留学制度）。		○	○	◎	△	中
・*アートマネジャー、文化プロデューサーを育てよう（職業として成り立つようにする。舞鶴市文化事業団、文化団体などが養成する）。		◎	○	◎	○	中
・舞鶴の中で文化芸術に携わる人を育て、貢献した人を誉め讃えよう。		○	◎	○	◎	短

*アートマネジャー：芸術家や芸術団体の経営、舞台や展覧会のプロデュース、芸術のアウトリーチや市民参加型のイベントの企画・実施など文化・芸術と社会の橋渡しをする専門家。

(3) 文化でつながる（交流、連携、情報発信など）

文化芸術について語り合うことは、知識の習得や自分自身の感性を磨くことに役立ちます。そのためには、市民が集い交流できる場所を設けることが大切です。顔と顔を合わせて会話できる場所、ネット上で交流できる場所、舞台と客席というシチュエーション、それらは多様であればあるほど人々の語らいは豊かになるに違いありません。

文化芸術について盛んに語り合い、様々な情報を発信することで、個人と個人、団体同士が次第につながっていきます。文化は、市民同士のネットワークを広げていきます。

①文化を語る（交流・コミュニケーションの場づくり）

文化芸術について語り合い、評判を伝え、情報を交換し合うことが文化芸術を支えます。このためには、語り合う場と情報受発信手段を持つことが必要です。

施策の方向	主体	民	協	団	市	時
・誰もが集える文化を語る場や機会をつくろう。		◎	△	△	△	短
・文化を語る情報受発信手段をつくろう（情報紙、インターネットなど）。		◎	○	○	△	短
・鑑賞団体、応援団体をつくろう。		◎	△	○	△	中

②文化の情報発信を充実する

文化が広く市民のものとなるためには、文化情報を発信して情報を届けることが大切です。また、情報を収集し整理し蓄積することも重要です。

施策の方向	主体	民	協	団	市	時
・文化情報発信機能を充実させよう（情報紙、ポータルサイトなどをつくる）。		◎	○	◎	△	中
・文化情報を集約する拠点を設けよう。		○	◎	◎	△	中
・図書館や博物館相当の施設を活用して、まちや文化に関する情報をストックし、発信しよう。		◎	◎	△	◎	中
・文化情報をまとめた文化便利帳を作成しよう。		◎	◎	○	△	短

③文化団体の連携強化

文化団体は、文化芸術仲間が集まり、文化の創造や鑑賞、そして相互に研鑽し合う場となり、また、市民が文化芸術とふれあう機会をつくるなど大きな役割を果たしています。文化団体には、異分野であっても連携・協力し合うなど、今後さらに相互連

携することにより活発な活動が期待されます。

施策の方向	主体	民	協	団	市	時
・文化団体相互の連携を強化しよう。		◎	△	△	△	短
・文化団体が連携して、新たな取り組みを始めよう。		◎	△	△	△	中
・文化団体と、福祉、産業、環境、まちづくり、子育て、教育など異分野の団体と連携しよう。		◎	△	△	△	中
・団体と市民の交流機会を設けよう。		◎	△	△	△	短

(4) まちづくりに文化を活かす(美しく活力に満ちた都市の創造)

まちの魅力は、美しい景観だけでなく、歴史の積み重ねの中でまちを作りあげてきた住民の息遣いを感じられるところにあります。そこには、次の世代にまちを継承してきた先人の営みがあり、節目節目に、地域特有の文化が大きな役割を果たしてきたに違いありません。まちづくりに文化を活かす取り組みは、まちの魅力を高めるうえでとても大切なことです。

舞鶴市においては、長年にわたり市民と行政が協力しながら、地域資源や文化・芸術を活かした個性あるまちづくりを進める活動が認められ、平成23年に文化庁長官表彰(文化芸術創造都市部門)を受賞したほか、平成27年10月に舞鶴引揚記念館の収蔵資料が「ユネスコ世界記憶遺産」に登録され、「鎮守府 横須賀・呉・佐世保・舞鶴 ～日本近代化の躍動を体感できるまち～」として文化庁の「日本遺産」に認定されるなど、本市の歴史文化資源を活かしたまちづくりを進めています。

文化と産業は、古くから密接な関係があります。まちの伝統的産業は、今日まで地域や文化を支えてきました。まちづくりに文化を活かし、文化に関わる産業を振興することは、まちづくりにとって大切な視点といえます。

協働により文化芸術の持つ創造性を地域振興・産業振興等に活かし、文化芸術創造都市としての取組を進めることが大切です。

①まちづくりに歴史・文化を活かす

まちの風景やまち並みは、歴史的に形成されてきた文化そのものです。美しい景観は住民の誇りで、アイデンティティの拠り所ともなります。歴史の蓄積は未来の市民のものでもあり、可能な限り残していくことが望まれます。美しいまち、歴史資産の豊かなまちは、住む人にも訪れる人にも魅力あるまちとなります。

施策の方向	主体	民	協	団	市	時
・舞鶴らしい風景を守り、育てよう(港町、城下町、赤れんが、歴史的まち並み、海と山と川の自然など)。		◎	◎	△	◎	短
・舞鶴の歴史的建造物の文化的活用を図ろう(ギャラリー、カフェ・レストラン、商業施設、博物館等)。		◎	◎	△	○	長
・舞鶴らしい景観づくりを応援しよう(補助金、顕彰制度など)。		○	○	△	◎	中
・舞鶴の歴史・文化を世界に発信しよう。		◎	◎	○	◎	長
・商店街などのまちを文化的に活用しよう。		◎	○	△	○	中

②生活空間の質の向上（生活の文化化／芸術化）

文化芸術は、日々の生活の中で、活力や癒し、豊かな感性や広い視野を与えてくれます。文化芸術を取り入れ日常生活を豊かにし、生活空間の質の向上に努めることが大切です。

施策の方向	主体	民	協	団	市	時
・ 日常の生活空間に文化的要素を取り入れよう。		◎	△	△	△	中
・ 日常生活の中で、文化芸術を楽しもう。		◎	△	△	△	短
・ 読書を日常の習慣にしよう。		◎	◎	△	◎	短
・ 生活空間や街中をきれいにし、美しいまちをつくろう。		◎	◎	△	○	長

③文化を基軸とした都市づくりの促進

文化を基軸とした都市づくりとは、都市の美しさ、住み心地の良さを大切にするまちづくりであり、何より人を大切にしたまちづくりです。文化の視点をもった都市づくりが大切です。

施策の方向	主体	民	協	団	市	時
・ 文化を都市ビジョンの基礎に置こう。		○	○	△	◎	短
・ 文化の視点を大切にした都市計画としよう。		○	○	△	◎	長
・ 都市デザインに配慮した建造物・施設としよう。		◎	○	△	◎	長
・ 「美しいまちづくり」を推進しよう。		◎	○	△	◎	長
・ ユニバーサルデザインに基づいた、一人ひとりの人権を尊重したまちづくりを進めよう。		◎	◎	△	◎	中
・ 住み続けたい魅力的なまちをつくろう。		◎	◎	○	◎	長

④文化で都市活力を向上させる（文化産業、産業文化）

これからの産業は、製品やサービスだけでなく、企業イメージなどにより企業の興隆が左右されることがあります。市内の産業は、文化の薫りを加味することで付加価値を高めることが有益です。また、デザインやメディア等の文化産業を育てることも、都市の活性化には大切です。

施策の方向	主体	民	協	団	市	時
・ 文化に関わる産業（メディア、印刷、デザイン、広告、情報、ファッション）を育成しよう。		◎	△	△	○	長
・ さまざまな産業において、文化の薫りを加味することで付加価値を高めよう（製造品のデザイン、イメージ、ブランド、マーケティング）。		◎	△	△	△	長
・ 商業施設などが文化の薫り高いものとなるよう働きかけよう（色、デザインなど）。		◎	△	△	○	中

⑤観光を豊かにする

これからの観光は、観光資源の組み合わせによる「物語」が人を引きつけます。観光に活用できる市内のさまざまな資源を活かし、「物語」化することが大切です。

本市は貴重な歴史的資産を有しており、市民とともに地域資源を活かしたまちづくりを進め、それらを観光振興につなげることが重要です。

施策の方向	主体	民	協	団	市	時
・観光資源の質の向上とネットワーク化を進めよう。		◎	○	△	◎	短
・清掃活動などにより街中をきれいにすることで、市民環境はもとより観光も豊かになるよう努めよう。		◎	◎	△	○	短
・地域の資源を活かして一過性の観光ではなく、持続可能な観光を進めよう。		○	◎	△	◎	中
・市民の*ホスピタリティを醸成し観光に活かそう。		◎	◎	△	○	中
・「赤れんが」など地域資源を活かしたまちづくりを進めよう。		◎	◎	△	◎	短
・まち並み、景観を大切にしよう。		◎	○	△	◎	長
・舞鶴を素材とした文化芸術作品の創作や観光イベントを開始し観光振興につなげよう。		○	○	△	◎	長
・舞鶴の食文化を活用した観光や、食のブランド化をさらに進めよう。		◎	○	△	○	中

⑥自然環境の保全

舞鶴には、海と山、川という豊かな自然が多く残っています。これら自然環境は観光資源であるとともに市民の心を癒すものであることから、積極的に保全を図ることが必要です。

施策の方向	主体	民	協	団	市	時
・豊かな自然を保全しよう。		◎	◎	△	◎	長
・自然環境保全活動に携わる団体を支援し、活動に参加しよう。		◎	◎	△	◎	短
・自然環境保全のための仕組み（制度）を作ろう。		△	○	△	◎	長

*ホスピタリティ：訪問者をこころからもてなす心。

(5) 舞鶴らしい文化を発信する（地域資源を継承し育むなど）

舞鶴らしさについて語り合うことは、自らが住むまちに愛着を感じ、誇りをもつことにつながります。多くの市民が、舞鶴らしさについて考え、共有し、広く発信するとき、まちの魅力は、格段の高まりを見せるに違いありません。

伝統ある文化を継承することは、舞鶴らしさを守り伝えていくことになります。先人が残したまちを貴重な資源として捉え、次代に継承することは、舞鶴らしい文化を将来にわたって育むために大切なことです。

①舞鶴らしさを考える

舞鶴らしさは、市民がまちの魅力やまちでの暮らしについて語り合うことから見えてくるものです。多くの市民が“舞鶴らしさ”について学び考えることが大切です。

施策の方向	主体	民	協	団	市	時
・歴史講座などにより舞鶴の地域資源について学ぼう。		◎	◎	○	○	中
・「地元学」の手法などを使って、舞鶴の魅力をさらに研究しよう。		◎	○	△	○	長
・失われる可能性のある資源を保全するため記録し、研究しよう。		◎	◎	△	○	中
・学校や公民館、家庭など*で「ふるさと学習」に取り組もう。		◎	○	△	◎	短

*郷土資料館、図書館、引揚記念館を含む

②舞鶴らしさの共有と発信

舞鶴の歴史・文化資源を共有し、内外に発信することにより都市アイデンティティを形成することが大切です。

施策の方向	主体	民	協	団	市	時
・舞鶴らしさを広く共有するために、シンボルをつくろう（“ゆうさいくん”など）。		◎	○	○	○	短
・舞鶴らしさを編集し、発信（物語化、作品化）していこう。		◎	○	◎	○	中
・舞鶴のさまざまな地域資源をとりまとめ、ブランド化しよう。		◎	◎	△	○	長
・舞鶴の歴史・文化を世界に発信しよう。【再掲】		◎	◎	○	◎	長

③文化交流を図る

舞鶴らしさについて考えるためには、他の都市の状況を知ることが必要です。このためには、国内の都市、舞鶴の姉妹都市・友好都市をはじめ、対岸諸国さらには東アジア全体を視野に入れた文化的交流を進めていく必要があります。

施策の方向	主体	民	協	団	市	時
・国内の都市、舞鶴の姉妹都市・友好都市との文化的交流を促進しよう。		◎	○	○	◎	長
・舞鶴市の都市像に基づき、東アジアに目を向け、対岸諸国との文化的交流を促進しよう。		◎	○	○	◎	長

④文化を継承していく（文化財、伝統芸能・行事などを大切にす）

市内には、各地域で保存、伝承されている伝統芸能や行事などがたくさん残っています。それらの中には、文化的価値が極めて高いものもあり、そのいくつかは無形文化財に指定されています。しかしながら、少子化と高齢化が進み、年々その継承は難しい状況となっています。

先人が今に伝えてきた伝統芸能や行事を地域特有の文化として捉え、後世に保存継承していくことが大切です。

施策の方向	主体	民	協	団	市	時
・有形文化財、無形文化財の保全と再生、活用と継承を図ろう。		◎	◎	○	◎	長
・無形文化財（地域の伝統芸能や行事）を学校で学ぶ機会を設けるなど、継承していこう。		○	○	○	◎	中
・地域の伝統芸能や行事などの記録を残していこう。		◎	◎	△	○	短
・これまで蓄積されてきた地域文化資源を、次世代へ継承していこう。		◎	◎	○	○	長

⑤舞鶴らしい文化活動の促進

文化活動が盛んで、文化に携わる市民が多いことは、本市の文化振興にとって大変喜ばしいことです。舞鶴の特徴を踏まえ、地域に根付く市民文化活動を進めていくことが大切です。

施策の方向	主体	民	協	団	市	時
・多様な市民による舞鶴らしい文化活動を展開しよう。		◎	○	○	○	中
・舞鶴らしい創造的な文化芸術活動をつくってみよう。		◎	○	◎	△	長

(6) 文化の育つしくみをつくる

(条例に基づいた各主体の取り組みなど)

本計画に盛り込んだ本市における文化振興の目標、文化振興施策を達成していくためには、定期的にその進捗状況进行评估することが大切です。文化の振興は、市民や文化団体によるところが大きいことから、市民や文化団体を交えて、進捗状況进行评估する必要があります。

また、計画の実現には、本市の文化振興を推進（プロデュース）するための体制づくりが必要であり、文化活動やまちづくり活動に関する情報を集約・発信するだけでなく、文化団体にアドバイスを行うことも求められます。

①文化を育てるしくみづくり

文化の振興を図るためには、文化を育てるしくみづくりが必要です。

市は、文化の公共性に鑑み、市民の文化活動を効率よく支援するための施策を推進します。

また、文化活動の主役は市民であることから、市民自らが文化を牽引し、支援していく姿勢を示すことが大切です。

施策の方向	主体	民	協	団	市	時
・舞鶴市の文化情報を共有し合う場を設けよう。		◎	○	○	○	中
・舞鶴市の文化全体を把握し、評価、アドバイスできる機関の設置を検討しよう。		○	◎	○	◎	短
・高齢者や障害者の文化活動の充実を図るための施策を講じるよう努める。		○	○	○	◎	短
・民間主導で市民文化ファンドの創出を検討しよう。		◎	△	△	△	長
・民間主導で文化情報センターや文化芸術のプロデュース機能を有する組織の創出を検討しよう。		◎	○	○	○	短
・市民活動を育成または支援するための助成制度を再構築しよう。		○	◎	○	◎	短

②公共文化施設の整備と活用

公共文化施設は、文化活動の場として大きな役割を担ってきました。本市においては、比較的設備が整ったホールや公民館、図書館、郷土資料館などの生涯学習施設が複数あるほか、引揚記念館、赤れんが博物館があり、市民文化を育むうえでは、恵まれた環境にあるといえます。

しかしながら、いずれの施設も年々劣化し、施設を維持または管理していくためには、多大な費用が必要となります。経済が停滞し税収が落ち込んだままの現状においては、必要な機能や規模など市民のニーズを分析したうえで、施設の再編や更新など適正な施設の管理・運営を進めていく必要に迫られています。

また、文化施設の管理運営について、指定管理者制度の導入や適正な利用料についても議論する必要があります。

施策の方向	主体	民	協	団	市	時
・既存の公共文化施設を使いこなそう。【再掲】		◎	◎	○	○	短
・公共文化施設での「減免」措置のあり方について考えよう。		◎	◎	◎	◎	短

③さまざまな連携

本市の文化の振興を図るためには、さまざまな団体や機関が連携して取り組むことが有効です。そこで、必要なプラットフォームやネットワークの構築に努めます。

また、文化団体においては、市内だけでなく、全国的なネットワークを形成し、研鑽や交流の場とすることが期待されます。

施策の方向	主体	民	協	団	市	時
・行政は大学や諸々の公的機関との連携を図ろう。		○	○	○	◎	中
・市民は、個人や文化活動団体との連携を図ろう。		◎	○	◎	△	中
・市民文化団体、NPO、大学、研究機関、産業団体などが一堂に会して舞鶴市の都市活力・魅力の向上を目指して集うプラットフォームを形成しよう。		◎	◎	○	◎	短
・全国的な文化団体との連携を図ろう。		◎	△	○	△	中

④舞鶴市文化事業団の役割

財団法人舞鶴市文化事業団は、舞鶴市総合文化会館を拠点として、芸術文化活動の奨励・育成を図り、市民文化の向上に努めています。

今後は、文化施設の管理運営や文化・芸術公演の制作だけでなく、文化情報の集約と発信、学習の機会の提供、市民文化活動へのアドバイスなど、本市の文化芸術を総合的にプロデュースする役割が期待されています。

公益財団法人への移行を契機に、本市の文化プロデューサーとして、まちづくりも視野に入れて取り組むことが必要です。

施策の方向	主体	民	協	団	市	時
・文化や芸術事業の主体としての役割を果たそう。		○	△	◎	○	短

・公立文化施設の管理者または運営主体としての役割を果たそう。	○	△	◎	○	短
・文化をプロデュースする役割を果たそう。	○	△	◎	○	短
・新しい文化芸術を生み出す役割を果たそう。	○	△	◎	○	中
・全国的なネットワークのハブとしての役割を目指そう。	○	△	◎	○	中
・文化芸術に関するオピニオンリーダーとして役割を果たそう。	○	△	◎	○	中
・市全体の文化の状況を把握し、市民文化の振興に努めよう。	○	△	◎	○	短

⑤舞鶴市文化振興条例に基づく文化の振興

文化振興条例に基づき長期的安定的に文化振興施策に取り組み計画の実現を図ります。

施策の方向	主体	民	協	団	市	時
・文化振興審議会を設置し文化の振興に関する事項について調査審議するとともに計画の進行管理を図ろう。		○	◎	○	◎	中
・文化振興政策の評価の仕組みを検討・確立し、文化振興政策の推進を図ろう。		○	◎	○	◎	中

⑥文化の評価

本市の文化政策の進捗状況等を評価し、管理するために、市民や文化団体を交えた組織を設ける必要があります。

施策の方向	主体	民	協	団	市	時
・文化振興政策の評価の仕組みを検討・確立し、文化振興政策の推進を図ろう。【再掲】		○	○	△	◎	中
・舞鶴市の文化芸術、まちづくりなどについて語り合おう。		◎	○	○	○	中
・地域の伝統芸能や行事などについて、語り合う場を設けよう。		◎	○	△	◎	中

⑦行政の役割

市民文化の振興に取り組むにあたって、行政は3つの大きな役割を果たします。

第1は文化芸術活動が活性化するよう環境や条件を整備すること、第2は活動の担い手に資金や場、情報等を提供すること、第3は総合的な観点から文化のプロデュース機能を担うことです。

また、市が実施するさまざまな事業に、広く文化の視点を取り入れるよう心がけることが大切です。

施策の方向	主体	民	協	団	市	時
・文化や芸術が活性化する環境、条件を整備する（資金、場、情報）。		○	○	△	◎	長
・行政の仕事の仕方、考え方に、広く文化の視点を取り入れる。		○	○	△	◎	短
・文化芸術分野の補助金、基金などのあり方を見直す。		○	○	△	◎	短
・公共文化施設の運営の仕組みを見直す（管理主体、使用料金、減免、使用条件等）。		○	○	○	◎	中

2 文化振興にあたって重点的に取り組む項目

本市の文化振興を進めていくために、優先的に取り組む事業を次のとおり重点項目として掲げ、市民・企業、文化事業団、行政の三者がそれぞれ主体となって取り組むよう努めます。

文化振興にあたって重点的に取り組む項目

- ①次代を担う子どもの豊かな感受性を育むため、文化芸術に慣れ親しむ機会を設ける。 [協働]
- ②舞鶴の歴史、文化など地域資源を継承し、「ふるさと学習」を促進する [協働]
- ③歴史文化基本構想を推進し文化財の保存・活用を図るとともに、舞鶴らしい文化を内外に発信する。 [協働]
- ④市民が文化芸術を学ぶことができる、専門性を持った学習機会を設ける。 [協働]
- ⑤民間の文化プロデューサーが活躍できる環境を整える。 [市民・企業]、[文化事業団]
- ⑥舞鶴市文化事業団が文化芸術の振興及び文化情報の収集・発信などの中核的役割を発揮するよう機能を強化する。 [文化事業団]
- ⑦市民の文化活動を支援する公募型補助金など支援制度を充実する。 [行政]
- ⑧文化芸術の持つ創造性を地域振興、産業振興等に活用するなど、創造都市への取り組みを進める。 [協働]

文化振興の6つの柱

(1) 文化に参加する
(文化活動への参加、鑑賞、発表、支援など)

(2) 文化を創造する
(作品づくり、人づくり、まちづくり)

(3) 文化でつながる
(交流、連携、情報発信など)

(4) まちづくりに文化を活かす
(美しく活かに満ちた都市の創造)

(5) 舞鶴らしい文化を発信する
(地域資源を継承し育むなど)

(6) 文化の育つしくみをつくる
(条例に基づいた各主体の取り組みなど)

重点的に取り組む項目

①次代を担う子どもの豊かな感受性を育むため、文化芸術に慣れ親しむ機会を設ける

②舞鶴の歴史、文化など地域資源を継承し、「ふるさと学習」を促進する

③歴史文化基本構想を推進し文化財の保存・活用を図るとともに、舞鶴らしい文化を内外に発信する。

④市民が文化芸術を学ぶことができる、専門性を持った学習機会を設ける。

⑤民間の文化プロデューサーが活躍できる環境を整える。

⑥舞鶴市文化事業団が文化芸術の振興及び文化情報の収集・発信などの中核的役割を発揮するよう機能を強化する。

⑦市民の文化活動を支援する公募型補助金など支援制度を充実する。

⑧文化芸術の持つ創造性を地域振興、産業振興等に活用するなど、創造都市への取り組みを進める。

第5章 計画の進行管理

1 計画の推進

本計画の実施にあたり、市民・企業、文化事業団、行政の三者が「協働」の理念のもと、互いに協力しあい、その実現に向けてともに努力していくため、条例に基づく文化振興審議会を設置し推進を図ります。

2 計画の進行管理

計画の進行管理は文化振興審議会が担い、文化振興政策の評価の仕組みを検討・確立し、進捗状況を検証しながら、必要に応じ事業の改善や計画の見直しを柔軟に行うものとします。

資料編

- 1 舞鶴市文化振興条例及び施行規則
- 2 舞鶴市文化振興審議会委員名簿
- 3 舞鶴市文化振興基本計画策定経過

1 舞鶴市文化振興条例

平成 27 年 12 月 25 日

条例第 38 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 6 条)
- 第 2 章 文化振興基本計画(第 7 条)
- 第 3 章 基本的施策(第 8 条—第 17 条)
- 第 4 章 舞鶴市文化振興審議会(第 18 条)
- 第 5 章 雑則(第 19 条)

附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、文化の振興に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、文化の振興に関する市の基本的施策を定めることにより、文化の振興を総合的に推進し、もって市民一人一人の心豊かな生活及び魅力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 文化 芸術、芸能、生活文化等の文化芸術振興基本法(平成 13 年法律第 148 号)が対象とするもののほか、市民が主体となって行う創造的な諸活動の所産をいう。
- (2) 文化活動 文化を創造し、若しくは享受し、又はこれらの活動を支援し、若しくは継承することをいう。
- (3) 市民 市内に居住し、通学し、又は通勤する者をいう。
- (4) 事業者 市内において事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第 3 条 文化の振興に当たっては、文化活動の主体である市民一人一人の自主性及び創造性が尊重されなければならない。

2 文化の振興に当たっては、文化を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、市民が等しく文化活動を行うことができるような環境の整備が図られなければならない。

3 文化の振興に当たっては、多様な文化の共生が図られるよう配慮されなければならない。

(市の責務)

第 4 条 市は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、文化の振興に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、実施しなければならない。

2 市は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、関係機関と連携を図り、市民及び事業者と協働して取り組まなければならない。

3 市は、市の施策を策定し、実施するに当たっては、文化の振興を図る視点を取り入れる

よう努めなければならない。

(市民の役割)

第 5 条 市民は、基本理念にのっとり、文化の担い手として、自主的に文化活動を行うことにより、積極的に文化の振興を図る役割を果たすよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第 6 条 事業者は、基本理念にのっとり、地域社会の一員として、市民の文化活動に参加し、及び協力する役割を果たすよう努めるものとする。

第 2 章 文化振興基本計画

第 7 条 市は、文化の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化の振興に関する基本的な計画(以下「文化振興基本計画」という。)を定めるものとする。

2 市は、文化振興基本計画を定めるときは、第 18 条第 1 項の審議会に諮問するとともに、広く市民の意見を反映するよう努めるものとする。

3 市は、文化振興基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前 2 項の規定は、文化振興基本計画を変更する場合について準用する。

第 3 章 基本的施策

(地域文化等の保全等)

第 8 条 市は、地域で育まれた特色ある文化及び文化財その他の文化的資源を保全し、活用し、継承し、及び発展させるため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(文化活動を行う機会の充実)

第 9 条 市は、広く市民の文化に関する関心及び理解を深めるとともに、市民が文化を創造し、発表し、又は鑑賞する機会の充実を図るため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(高齢者、障害者等の文化活動の充実)

第 10 条 市は、高齢者、障害者等が行う文化活動の充実を図るため、これらの者の文化活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(子供・若者の文化活動の充実)

第 11 条 市は、次代を担う子供・若者の文化活動の充実を図るため、文化に触れる機会の提供、子供・若者による文化活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(文化活動の担い手の育成)

第 12 条 市は、文化活動を行うもの、文化活動の企画・運営を行うもの及び文化施設の管理・運営を行うものの養成及び確保を図るため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(国内及び国外の地域との交流)

第 13 条 市は、国内及び国外の地域との文化の交流を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(良好な景観の形成)

第 14 条 市は、周囲の自然環境及び地域の歴史的な景観と調和のとれた文化的な都市景観

を形成するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(情報の収集及び発信)

第 15 条 市は、市民及び事業者の文化活動を促進するため、地域に根ざした伝統のある文化、新たに創造された文化その他の多様な文化の情報の収集及び発信について必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(表彰)

第 16 条 市は、本市における文化の振興に優れた功績のあるもの及び文化活動で顕著な成果を収めたものの表彰に努めるものとする。

(財政上の措置)

第 17 条 市は、文化の振興に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第 4 章 舞鶴市文化振興審議会

第 18 条 本市における文化の振興を図るため、舞鶴市文化振興審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、第 7 条第 2 項に規定する事項のほか、市長の諮問に応じ、文化の振興に関する事項について、調査し、及び審議するとともに、その結果を答申する。
- 3 審議会は、文化の振興に関する事項について、市長に意見を述べることができる。
- 4 審議会は、委員 10 人以内をもって組織する。
- 5 委員は、学識経験者、文化関係団体の構成員、市民、関係行政機関の職員その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
- 6 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 委員は、再任されることができる。
- 8 前各項に定めるもののほか、審議会の運営等に関し必要な事項は、規則で定める。

第 5 章 雑則

(委任)

第 19 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(任期の特例)

- 2 この条例の施行の日以後、最初に委嘱され、又は任命される委員の任期は、第 18 条第 6 項本文の規定にかかわらず、平成 30 年 3 月 31 日までとする。

舞鶴市文化振興条例施行規則

平成 27 年 12 月 25 日

規則第 54 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、舞鶴市文化振興条例(平成 27 年条例第 号)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第 2 条 舞鶴市文化振興審議会(以下「審議会」という。)に委員長及び副委員長各 1 人を置く。

2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 3 条 審議会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第 4 条 審議会は、必要があると認めるときは、審議会の会議に関係者の出席を求めて、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 5 条 審議会の庶務は、産業振興部観光まちづくり室文化振興課において処理する。

(その他)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(招集の特例)

2 この規則の施行の日以後最初に開かれる審議会の会議及び委員の任期満了後最初に開かれる審議会の会議は、第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(舞鶴市の附属機関の構成員及び顧問、参与、嘱託員、調査員等の報酬額及び旅費等級を定める規則の一部改正)

3 舞鶴市の附属機関の構成員及び顧問、参与、嘱託員、調査員等の報酬額及び旅費等級を定める規則(昭和 40 年規則第 29 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

2 舞鶴市文化振興審議会委員名簿

	氏 名	備 考
委員長	中 川 幾 郎	学識経験者
副委員長	直 田 春 夫	学識経験者
委 員	後 野 文 雄	学識経験者
委 員	日 向 進	学識経験者
委 員	高 井 晴 美	文化団体・文化活動関係者
委 員	立 道 明 美	文化団体・文化活動関係者
委 員	山 内 哲 夫	文化団体・文化活動関係者
委 員	伊 庭 節 子	まちづくり関係者
委 員	大 滝 雄 介	公募による市民 〈まちづくり関係者〉
委 員	飯 尾 雅 信	舞鶴市市民文化環境部
オブザーバー	田 口 保 行	舞鶴市文化事業団

3 舞鶴市文化振興基本計画策定経過

《文化振興審議会》

	日程	場所	主な議題
第1回	平成28年7月7日(木)	市役所	・ 諮問
第2回	平成28年8月12日(月)	市役所	・ 基本計画素案について
第3回	平成28年11月25日(金)	市役所	・ 基本計画素案について
第4回	平成29年1月20日(金)	市役所	・ 答申

《パブリック・コメント》

・ 意見募集期間 平成29年2月22日～3月24日

【参考】

《文化のまちづくりワークショップ（平成23年度）》

平成23年11月～平成24年3月：全6回開催

- ・ 市民文化、都市文化について
- ・ 文化振興指針（骨子）を作成

《文化振興基本指針策定懇話会（平成24年度）》

平成24年7月～平成25年3月：全4回

（※平成24年11月に中間報告講演会を開催）

- ・ 文化振興基本指針（案）の検討
- ・ 舞鶴市文化振興基本指針策定（平成25年3月）

《文化振興基本指針推進懇話会（平成26年度、27年度）》

平成26年7月～2月：全3回開催／平成27年5月～2月：全4回開催

（※平成26年11月にシンポジウム『ひと、まちが輝く文化都市をめざして』を開催）

- ・ 文化振興条例（案）の検討
- ・ 文化振興基本指針の進行管理

舞鶴市文化振興基本計画

平成29年6月

舞鶴市市民文化環境部

地域づくり・文化スポーツ室 文化振興課

〒625-8555

舞鶴市字北吸1044

TEL : 0773-66-1019

FAX : 0773-62-9891